

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則

○越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則

令和六年三月二十九日

福島県規則第四十八号

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則をここに公布する。

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例（令和五年福島県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に当たるときを除く。

2 指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第三条 ビジターセンターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(展示品等の特別利用)

第四条 ビジターセンターが保有している展示品等を学術上の研究その他の目的のため特に利用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(委任)

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則

第五条 この規則に定めるもののほか、ビジターセンターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。